

○財務省告示第百八十四号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十五年五月十三日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年六月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百六十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七					六					五							
額 最	低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 争 入 札 発 競	者 第 I	特 別 参 加 場	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	イ 払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 争 入 札 発 競	者 第 I	特 別 参 加 場	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	イ 法 入 決 定 の	口 募 入 決 定 の	
	千 万 円			七 千 五 百 円	四 千 二 百 七 十 四 億 四 百 六 十 六 万	七 千 二 百 七 十 四 億 三 百 五 十 八 万	五 兆 三 千 五 百 十 二 億 三 百 五 十 八 万												
											九 千 四 百 七 十 五 億 円								九 千 四 百 七 十 五 億 円

価格競争入札発行情況

「と。I非

九 振替 単 位	十 一 発 行 日	十 イ 入 札 発 行 争 格	口 国 債 市 場	者 ・ 第 I 加	非 格 競	争 入 札 発 行 限	十 二 償 還 期 限	十 三 償 還 金 額	十 四 元 金 支 払 額	十 五 入 札 参 加	十 六 払 込 期 日
振替法の規定による振替口座簿	平成二十五年五月十三日	額七銭七厘五毛以上それぞれ	額七銭七厘五毛以上それぞれ	十	十	平成二十五年八月十二日	償還金を支払う。	額七銭七厘五毛以上それぞれ	財務大臣から通知を受けた者	平成二十五年五月十三日	